

第3回 逗子海水浴場の運営に関する検討会 概要

日時：平成27年5月14日（木）

14時30分～16時30分

場所：逗子市役所5階 第5会議室

1 開会

事務局より、逗子海水浴場の運営に関する検討会（以下「検討会」という。）は傍聴できることと、マスコミの頭撮りについて説明。また、新たにメンバーとして出席する方の紹介。資料説明及び進行説明。

2 議題

(1) 2015年度逗子海水浴場事業者・利用者ルールについて

- 今回でルールを決定したいため、協力をお願いしたい。（座長）
- ◆ 座長から逗子海岸営業協同組合（以下「海岸組合」という。）に保留となっていた事項の再検討案の説明を指示した。
- 3頁の海の家建設・解体期間中の海岸への車両乗り入れ時間について、児童の朝の通学時間と重なることと建築作業員の円滑な乗り入れを考えると7時にした方がいいと考える。また、業者の動き出しが8時ということもあり、少し余裕をもって動きたい。（海岸組合）
- 朝の時間帯が早くなると今までも積替え作業でマンションや店の駐車場の前で大型車両が停車するような事態があり、停車時間が延びてしまうことが懸念される。その際に新宿会館横の空地を利用することはできないか。
- 基本的には市の普通財産として公共事業に活用する土地で、経済観光課で管理を任されているものである。監視所等の海水浴場設置の際に使用しているが、海の家建築のために使用してもらうことは難しいと考える。（事務局）
- 逗子ニューライフの横にある滞水地を一時的に利用するのはどうか。
- 滞水池は今後、公園及び駐車場にするという計画があがっているため、今年に関しては活用を検討できると思うが、近隣住民としては受け入れがたい。
- ◆ 事務局で検討することとなった。
- 車両乗り入れについては一方通行の標識を守らない車があることも確認しているため、その点も気を付けてもらいたい。
- ◆ 異議がなかったため、ルールを提案のとおり変更することとなった。
- 8頁の通路確保用のビーチパラソルについて、砂浜が狭い中で利用客や場所の確保のためでなく、スムーズな通路確保を行うために通路に沿って2本まで事前に展開できるよ

うにしたい。(海岸組合)

- 県のガイドラインとの整合性がとれていない。
- 県のガイドラインを担当する県土整備局河川下水道部砂防海岸課に問い合わせたところ、共通事項として記載しているが、各市町の実情に応じた対応で構わないと確認している。(事務局)
- 代替案はないか。一昨年などは柱を並べていたりしていたと思う。過去にパラソルを利用客の確保として使いトラブルがあったこともあり、懸念している。
- 柱については海水浴場の見栄えが悪くなる点と夜間に蛍光テープをつけていてもぶつかってしまうケースがあったため、避けたい。パラソルはあくまで通路確保を重視しており、統一のパラソルで混雑を避けるようにしたい。(海岸組合)
- ◆ 異議がなかったため、ルールを提案のとおり変更することとなった。
- 9頁の海水浴期間中の海岸への車両乗り入れ時間について、夕方の17時30分にはまだ海水浴場利用客が多く、その時間に乗り入れをせず、18時30分から21時までと1時間遅らせることがより安全であると考え。また、出入りの混乱を避けるため、時間に余裕を見ておきたい。乗り入れ時間中の駐車時間は荷物の積み下ろし等の必要最小限にとどめ、速やかに退出するよう徹底する。(海岸組合)
- この決定に伴い開錠時間も21時までとなるが問題ないか。
- 問題ない(海岸組合)
- ◆ 異議がなかったため、ルールを提案のとおり変更することとなった。
- ルールには記載されていないが、前回指摘のあった、国道134号線沿いのスロープの対応については、警備員の配置は難しいため、スロープ上に看板を2箇所設置して、カーコーンを設置して出入りの際の戸締りを適切に行うこととしたい。(海岸組合)
- 提案のとおりで問題ないが、最後の使用者が施錠をしっかりと行うよう海岸組合で共有してもらいたい。
- ◆ 海岸組合の提案どおりに行うこととなった。
- 建築・解体期間の国道134号線での作業について現状の警察の判断を確認したい。
- 夜間9時から翌朝5時の時間帯についてのみ許可し、時間を厳守して作業をしてもらうようにしている。
- 日中の検討などは難しいか。地域住民からも騒音などの点で困っている部分があり、検討してもらいたい。
- 話があったことは持ち帰るが、交通状況等を考えると許可の時間帯を変更することは難しい。
- それであれば海岸組合は作業が始まる前に近隣にビラを配るなどして事前周知を行うようにしてもらいたい。
- ◆ 海岸組合にて事前周知を徹底することとなった。
- 6頁のラストオーダーについては30分前にして、閉店の周知は60分前としてもらい

たい。海水浴利用客がシャワー利用を逃さないようにするためにも必要だと思われる。

- その形で構わない（海岸組合）
- ◆ 異議がなかったため、ルールを提案のとおり変更することとなった。
- 11頁の違反の表については市の提案どおりで問題ないと考えている。（海岸組合）
- 表の3番目にある「悪意がないと思料される時」については判断をすることが難しいと考え、3番目は条例・規則違反であり、4番目のルールとも切り分けているため、悪意関係なく「条例・規則違反したとき」を2点とすればいいのではないかと。（座長）
- ◆ 異議がなかったため、ルールを提案のとおり変更することとなった。
- 1頁の4項目にルールとあるが、何を指しているか分からないため、「逗子海水浴場事業者・利用者ルール」として、これ以降を「ルール」としたい。（座長）
- 1頁の5項目イの各店舗へ直接説明をするのは組合全員でなく、組合理事とすべき。
- 5頁の2について遊泳時間とすると他は遊泳ができないように読めるなど誤解を招きやすいので、県のガイドラインに則って開場時間としてはどうか。他の開設時間も同様である。
- ◆ 上記3項目について、事務局で修正することとなった。
- ◆ 資料3の意見について説明するよう、座長から提案者に指示があった。
- あくまで案であることを踏まえてもらいたい、市民メリットという項目を追加してもらいたい。市税を海水浴場に充てているが、海で飲酒やBBQが楽しめなくなるなど、市民にも負担になってしまっている。海の家で使わないところを市民に使ってもらい有効活用するなど工夫を行うべきと考える。
- BBQや飲酒という方法には疑問があるが、海の家が使わなくなったスペース等を市民の人に還元するという手法には賛成。
- 使用許可などもあるため、海岸組合への負担が発生すると思う。（座長）
- 市民メリットには賛成だが、海岸組合でなく、市が負担すべき。
- 最初から海の家を設置しないところについては支払いはないが、急遽キャンセルとなった場合は支払ってしまっているため、空きスペースとして存在する。BBQスペースの検討は今回もあったが、開放した場合の責任の処遇についてなども考える必要がある。（海岸組合）
- 市民がBBQをやって、他の来場客ができないとなると不満が出てくると思う。反発を招きかねない。
- 通年BBQを禁止したいくらい、近隣はBBQによるゴミの問題などで悩まされているため、その提案には反対である。市には厳しい姿勢を貫いてほしい。
- ◆ 今後の課題として検討することとなった。
- シンボルロードにも雑踏警備として付けて、砂上の陸上警備はライフセーバーに行ってもらわなければならない。他の市町でそういった実績もある。
- 雑踏警備をシンボルロードに1、2人付けたとしても効果は得られないと思う。警備

の目を抜けてゴミを捨てられてしまう。

- ライフセーバーとの契約上、砂上の陸上警備は行うことにはなっていない。
- ◆ 今後の課題として検討することとなった。
- ゴミの持ち帰りについて、利用者のルールとして設定すべきである。また、それに伴い逗子市ではごみの有料化を進めていることもあるため、設置しているゴミ箱を撤去し、ゴミを持ち帰るようにした方がいい。
- ゴミ箱の撤去については、撤去することで帰り道である市内に不法投棄される可能性が高まるため、一概に撤去することがいいとは言えない。
- エコステーションを昨年から設置しゴミ箱も置いているが、その最終目標はゴミを出さない、持ち帰るということを啓発してその成果を発揮することである。ゴミ箱を設置して周知しているからこそ啓発出来ている部分はあると思う。(海岸組合)
- 条例や海岸組合のマナーアップの効果で減ってきているとは思っているので、時間はかかると思うが、前年同様でいいのではないか。
- 持ち帰りについては当然のことなので載せてもいいと思う。(座長)
- ◆ 提案のうち、ゴミの持ち帰りの項目についてのみルールに追加することとなった。
- 今回のルール策定とは異なるが、今後利用者のみルールの作成も検討してもらいたい。今回の海岸映画祭でスケートボード場が出来て、近隣住民が路上のスケートボード場を行う者に迷惑を被ったこともある。
- 今年の空き箇所にはスケートボード場の検討をしていたため、そういった意見も参考にしたい。

(2) 観光協会を中心として実施する海水浴場活性化イベントについて

- 商工会、逗子サーフライフセービングクラブ、マリンドリンク連盟、新宿町内会、防犯協会、海岸組合、観光協会などと本日 13 時からの会議も含めて全部で 7 回会議を行っている。各団体にはそれぞれの企画にも協力してもらうこととなっている。平日午前の子どものイベント、7月の毎週末の夕涼みイベントを企画している。その他イベントも企画している。広報活動は観光協会ホームページやA3ポスター、A4両面チラシの全戸配布、広報掲示板で行っていく。海岸組合が考えた「わっしょい！ずしかいがん サマーフェスティバル」を統一のテーマとして広報をしていきたい。(観光協会)
- 逗子海岸の活性化を考えるのであればたくさんの市民に周知していきたいので、青少年関係や各団体にも連携してもらいたい。
- 企画内容の詳細が決まってから、各団体にも連絡していきたいと考えている。(観光協会)
- 回数が多いように見える。回数より質を高めるよう努めてもらいたい。あと、広報をしっかりとしてもらいたい。
- 花火大会の前日に市長からも企画がある旨を発表してもらうことにもなっており、広

報には力をいれていくつもりである。(観光協会)

- 他に市内の子どもたちが楽しめるようなアトラクションも観光協会や各市内の団体と協力して設置することを検討している。

(4) その他

- ◆ 座長から合同パトロールについて事務局に説明するよう指示した。
- 合同パトロールの協力をお願いします。日程については調整した上で皆さんに連絡する。昨年は週3回程度としたが、週1回程度で進めたいと思う。都合の悪い場合は欠席してもらって構わないし、欠席連絡は必要ない。時間は調整する。(事務局)
- ◆ 次回の検討会について、6月は特に議論するテーマがないと考えられるため開催しない。8月中の営業時間を検討するために、7月30日14時30分から開催することとなった。

出席者一覧

所属		職名	氏名	備考
公募の市民	市民メンバー		相澤 京子	
			深澤 忠房	
			熊岡 寛展	
			菊井 健一	
観光・商工団体	逗子市観光協会	事務局長	田代 朋子	
	逗子市商工会	副会長	三宅 讓	
	逗子市中央商店街連合会	会長	桐ヶ谷 覚	欠席
逗子海岸近隣 町内会・自治会	逗子市新宿町内会	暫定再生委員会 委員長	石井 康生	(代理) 東海 邦彦
	下桜山交友会	環境担当部長	菊池 伸介	
	逗子6丁目の会	会長	徳本 恒徳	欠席
	逗子7丁目東自治会	顧問	菊池 俊一	
	逗子ニューライフ管理組合	組合員代表	角倉 信也	
児童・青少年 関連団体	新宿地区青少年育成推進の会	会長	安重 宣子	(代理) 横山 奈緒子
	逗子市民生委員児童委員協議会	主任児童委員	飯野 幸	
防犯団体	逗子市防犯協会	会長	和田 修芳	
海岸にて活動する 事業者	逗子海岸営業協同組合	代表理事	菊池 千春	
	逗子マリン連盟	代表	小林 伸之	
市職員	市民協働部	部長	森本 博和	
その他市長が必要 があると認めた者	逗子サーフライセービングクラブ	顧問	歌代 光雄	
	逗子30'sプロジェクト		田中 美乃里	

オブザーバー	神奈川県逗子警察署	地域課長	高松 良二	
	神奈川県横須賀三浦地域 県政総合センター	企画調整課長兼 商工観光課長	中羽 加代子	(代理) 副主幹：長谷川英樹
	神奈川県鎌倉保健福祉事務所	生活衛生部長兼 環境衛生課長	奥津 幸夫	
	神奈川県横須賀土木事務所	許認可指導課長	徳永 義宏	(代理) 主査：高橋径子
	公益財団法人 かながわ海岸美化財団	主任主事	高辻 宏行	

事務局

所 属	職 名	氏 名
市民協働部	次長	高橋 佳代
経済観光課	課長	岩佐 正朗
経済観光課	経済観光係長	鈴木 仁
経済観光課	主事	山口 翔太郎